諮問庁:国土交通大臣

諮問日:平成26年9月17日(平成26年(行個)諮問第91号)

答申日:平成28年6月22日(平成28年度(行個)答申第51号)

事件名:本人に係る自動車ユーザー相談事案受付記録簿等の不開示決定に関す

る件

答 由 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書2ないし文書6に記録された保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長(以下「処分庁」という。)が行った平成24年2月15日付け中運総総第347号による不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消し及び文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

- ア 保有個人情報の開示をしない旨の決定をした処分を取り消し,文書 の開示を求める。
- イ 中部運輸局と三重運輸支局には、国家や国民に奉仕せずに一部のもの(癒着した整備事業者や天下りOB)の奉仕者となる職員(公務員)がいる。
- ウ 国家公務員法82条に該当する公務員は即時,懲戒免職処分にせよ。
- エ 行政不服審査法25条1項ただし書きによる口頭意見陳述を申し立てる。
- オ 行政不服審査法27条による参考人の陳述及び証拠についての鑑定を求める。

(2) 意見書

審査請求人から平成26年10月21日付け(同月22日受付)で意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求について
- (1)本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し別紙1に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報(本件請求保有個人情報)の開示を求めて行われたものである。
- (2)本件開示請求を受けて、処分庁は、文書1に対して、別紙2「開示を 行った文書」を特定し、平成24年2月6日付け中運総総第329号に より全部開示決定を行った。

また、文書2ないし文書6については、開示請求書の記載事項では 開示請求に係る保有個人情報の特定ができないため、法13条3項の規 定に基づき審査請求人に補正を求めたものの、審査請求人からの回答で は開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成24年 2月15日付け中運総総第347号により不開示決定(原処分)を行っ た。

- (3) 原処分を受け、審査請求人は、原処分を取り消し、文書の開示を求め 審査請求を行ったものである。
- 2 原処分に対する諮問庁の考え方について
- (1) 開示請求 文書 2 について

文書2は、特定年月日Cに三重運輸支局から中部運輸局自動車技術 安全部整備課に審査請求人から申し出のあった行政相談に対する回答に ついて指導を求めるために、ファクシミリにより送信したFAX送信状 及び審査請求者への回答文書が考えられるが、「今後迅速な対応するよ う努力していきます。」との記載はあるものの、「迅速な対応等ができな かった支局職員が、中部運輸局の教示により申出人の申告に対し迅速な 対応ができなかった事実」についての記載は確認できない。

そのため、処分庁において、「迅速な対応等ができなかった支局職員 Aが中部運輸局の教示により申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった事実」部分は、事実と相違するので当該部分を削除した場合、保有している別紙3に掲げる文書②を開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めたが、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、不開示決定を行ったものである。

(2) 開示請求 文書3について

文書3は、審査請求人が三重運輸支局に対して申し出た「特定事業者における車検整備内容に関する行政相談」の対応について、三重運輸支局が作成した「特定事業者の架空整備にかかる対応について」が考えられるが、文書3は、審査請求人の申し出内容、事実の発覚、事業者に対する連絡・指導等、及び支局としての対応について記録して文書であ

り、「支局職員Bが支局職員(A, C)と謀議をして申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった事実」についての記載は確認できない。また、謀議をしたことにより迅速な対応ができなかった事実もない。

そのため、処分庁において、「支局職員 B が支局職員 (A, C) と謀議をして申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった」部分は、事実と相違するので当該部分を削除した場合、保有している別紙 3 に掲げる文書③を開示することが可能である旨教示し、法 1 3 条 3 項に基づき、相当の期間を定めて補正を求めたが、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、不開示決定を行ったものである。

(3) 開示請求 文書 4 ないし文書 6 について

文書 4 ないし文書 6 は、審査請求人より、三重運輸支局に対して、 特定事業者が実施した車検整備内容に関する行政相談に対して質問がな されことに対して、「特定年月日 D付け」「特定年月日 F付け」「特定年 月日 E付け」の三重運輸支局より、審査請求人宛に回答した文書が考え られるが、「審査請求人の申告に対し迅速な対応等ができなかった支局 職員が中部運輸局の指示、組織の指示により申出人の申告に対し適切な 対応等ができなかった事実」についての記載は確認できない。

そのため、処分庁において「申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった支局職員Dが中部運輸支局の指示により申出人の申告に対し適切な対応等ができなかった事実」部分は事実と相違するため、当該部分を削除した場合、保有している別紙3に掲げる文書④ないし⑥を開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて補正を求めたが、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、不開示決定を行ったものである。

(4)補正回答書について

本件開示請求以外の保有個人情報を請求する旨の記載があったが, 新たに開示請求を行うよう教示を行っている。

(5) 口頭意見陳述について

審査請求人より、口頭意見陳述の申し立てがあったため、申立人に対して口頭で意見を述べる機会を設けた。口頭意見陳述による主張はおおむね以下のとおりである。

ア 私は何も言うことはありません。参考人の意見陳述を聞きたい。

イ 開示請求をすると虚偽記載はない。質問書を出しても回答がない。 補正書を書いてこいと言われ、補正書に回答しなかったら、不開示 にされる。

3 結論

以上のことから、諮問庁としては、保有個人情報の特定ができないこと

から、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、審査請求人より、 保有個人情報特定に足りる事項の補正がなされなかったため、開示請求に 係る保有個人情報の特定できなかったとして不開示とした原処分は、妥当 であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成26年9月17日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年10月22日 審査請求人から意見書を収受

4 平成28年5月23日 審議

⑤ 同月30日 審議

⑥ 同年6月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人と特定事業者のトラブルに関して、審査請求人から処分庁への相談記録等、別紙1に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1に該当するものとして、別紙2に掲げる文書①を特定し、全部開示決定を行った。

また、文書2ないし文書6については、本件の開示請求書に記載された 文書名では本件請求保有個人情報(請求文書)の特定が不十分であるとし て補正通知を送付して文書特定を求めたが、審査請求人からの回答では本 件請求保有個人情報の特定ができず開示請求に形式上の不備があることを 理由として不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報に該当する保 有個人情報の開示を求めるとしているところ、諮問庁は、原処分を妥当と していることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、開示請求書の記載では開示を求める本件請求保有個人情報(請求文書)が特定できないと判断した経緯・事情等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文書2について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書2について、具体的な文書名が記載されている外、各文書の内容に「迅速な対応等ができなかった支局職員Aが中部運輸局の教示により申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった事実」などという条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙3に掲げる文書②が

対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書 ②とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いず れか確認するため、文書②であれば開示可能である旨教示して補正 を求めた。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったの で、文書特定ができないと判断した。

イ 文書3について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書3について、具体的な文書名が記載されている外、各文書の内容に「支局職員Bが支局職員(A, C)と謀議をして申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった」などという条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙3に掲げる文書③が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書③とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書③であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったので、文書特定ができないと判断した。

ウ 文書4ないし文書6について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書 4 ないし文書 6 について、具体的な文書名が記載されている外、各文書の内容等に「申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった支局職員 D が中部運輸支局の指示により申出人の申告に対し適切な対応等ができなかった事実」などといった条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙 3 に掲げる文書④ないし文書⑥が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書④ないし文書⑥とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書④ないし文書⑥であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったので、文書特定ができないと判断した。

エ 特定事案に関する文書の保有状況について

特定事案は、もともと、審査請求人と特定事業者との間にトラブルが生じたことに端を発し、審査請求人が三重運輸支局や総務省の行政評価事務所に苦情相談を行った事案である。

特定事案の関係文書については、過去に審査請求人が何度も開示 請求を行っており、中部運輸局において保有する別紙3に掲げる文 書②ないし文書⑥についても、別件開示請求により審査請求人に開 示済みである。また、過去に審査請求の対象となったことなどの経 緯から、数次にわたり、特定事案の関係文書の徹底的な探索が行わ れており、文書②ないし文書⑥と同一名称の別の文書を保有してい ないことは、確認済みである。

- (2)上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。
 - ア 諮問庁は、上記(1)アないしウのとおり、審査請求人が開示を求める文書2ないし文書6には、特定の条件が付されていて、文書②ないし文書⑥とは別の文書と考えられたので、確認のため補正を求めたが、審査請求人から回答が得られなかったので、文書不特定と判断した旨説明する。
 - イ また,諮問庁は,文書②ないし文書⑥については,既に別件開示請求により審査請求人に開示済みであり,さらに,これら文書と同一名称の別の文書を保有していないことは,徹底した探索によって確認している旨説明する。
 - ウ 本件開示請求書をみると、文書2ないし文書6については、具体的な文書名に特定の条件が付加されているところ、上記諮問庁の説明からすると、審査請求人は、既に開示を受けて入手済みの文書名を自ら示しつつ、あえてこれらの文書に特定の条件を付け加えているものと認められる。そうすると、本件開示請求において審査請求人が開示を求める文書2ないし文書6は、中部運輸局において保有する文書2ないし文書6ではなく、それとは別の文書であることは明らかである。

そして、文書②ないし文書⑥と同一名称の別の文書を保有していないことについては、徹底した探索によって確認されているのであるから、中部運輸局において、文書2ないし文書6を保有しているとは認められない。

したがって、文書2ないし文書6に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左 右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、中部運輸局において本件請求保有個人情報を保有しているとは認められないので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋

別紙1

開示請求

三重運輸支局整備課職員Cが申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった事実が記載してある下記の文書に記録された保有個人情報

文書 1 支局文書 自動車ユーザー相談事案受付記録簿 特定年月日 A 担当 C

迅速な対応等ができなかった支局職員Aが中部運輸局の教示により申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった事実を記載した下記の文書に記録された保有個人情報

文書 2 支局文書 FAX送信状 「行政相談について」 特定月日B 局E宛,及び 別紙 審査請求人回答

支局職員Bが支局職員(C, A)と謀議をして申出人の申告に対し迅速な 対応等ができなかった事実を記載した下記の文書に記録された保有個人情報 文書3 支局文書 特定事業者の架空整備にかかる対応について

申出人の申告に対し迅速な対応等ができなかった支局職員Dが中部運輸局の指示、組織の指示により申出人の申告に対し適切な対応ができなかった事実が記載してある下記の文書に記録された保有個人情報

文書 4 支局文書 「特定年月日 D 付け 三重運輸支局より 審査請求人宛」 文書 5 支局文書 「特定年月日 F 付け 三重運輸支局より 審査請求人宛」 文書 6 局,支局文書 「特定年月日 E 付け 局,支局より 審査請求人宛」

別紙2 開示を行った文書

文書① 特定年月日A付け「自動車ユーザー相談事案受付記録簿」

別紙3 中部運輸局において保有している文書

- 文書② 特定年月日 C 付け F A X 送信状「行政相談について」及び「審査請求人回答」
- 文書③ 「特定事業者の架空整備に係る対応について」
- 文書④ 特定年月日D付け審査請求人あて「回答書」
- 文書⑤ 特定年月日 F 付け審査請求人あて「回答書」
- 文書⑥ 特定年月日日付け審査請求人あて「回答書」